

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第百五十六条―第百五十六条の三）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第五章の二 CVAリスク</p> <p>第一節 算出方式（第二百四十八条の二）</p> <p>第二節 標準的リスク測定方式（第二百四十八条の三）</p> <p>第三節 先進的リスク測定方式（第二百四十八条の四・第二百四十八條の五）</p> <p>第六章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第百五十六条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第六章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p>

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

(1)～(3) (略)

ロ 金融機関のTier1資本の額又は基本的項目に算入される資本調達手段（自己資本に算入される株式その他の金融商品を総称していう。以下同じ。）と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十 標準的手法採用最終指定親会社 信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法を使用する最終指定親会社及び連結子法人等（最終指定親会社の子法人等であつて、連結自己資本規制比率（次条に規定する連結自己資本規制比率をいう。）の算出に当り連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）をいう。

十一・十二 (略)

十三 先進的計測手法採用最終指定親会社 オペレーショナル・リスク相当額の計算において先進的計測手法を使用する最終指定親会社及び連結子法人等をいう。

十四～三十二 (略)

三十三 基礎的内部格付手法採用最終指定親会社 事業法人等向け

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～八 (略)

九 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの

(1)～(3) (略)

ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段（自己資本に算入される株式その他の金融商品を総称していう。以下同じ。）と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

十 標準的手法採用最終指定親会社 信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法を使用する最終指定親会社及び当該最終指定親会社の連結子法人等（最終指定親会社の子法人等であつて、連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）をいう。

十一・十二 (略)

十三 先進的計測手法採用最終指定親会社 オペレーショナル・リスク相当額の計算において先進的計測手法を使用する最終指定親会社及び当該最終指定親会社の連結子法人等をいう。

十四～三十二 (略)

三十三 基礎的内部格付手法採用最終指定親会社 事業法人等向け

エクスポージャーについてJGD及びEADの推計値を用いないことを条件として、内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた最終指定親会社及び連結子法人等をいう。

三十四 先進的内部格付手法採用最終指定親会社 事業法人等向けエクスポージャーについてJGD及びEADの推計値を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた最終指定親会社及び連結子法人等をいう。

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャー（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）をいう。

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

エクスポージャーについてJGD及びEADの推計値を用いないことを条件として、内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた最終指定親会社及び当該最終指定親会社の連結子法人等をいう。

三十四 先進的内部格付手法採用最終指定親会社 事業法人等向けエクスポージャーについてJGD及びEADの推計値を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた最終指定親会社及び当該最終指定親会社の連結子法人等をいう。

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャーをいう。

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

へくち (略)

リ 信用保証協会等(信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。)向けエクスポージャー

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関(第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。)に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー(前号トに掲げるものを除く。)

ニくへ (略)

三十七の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関(次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。)

(1) 規制金融機関(金融機関、保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以

へくち (略)

リ 信用保証協会等(信用保証協会(信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)に規定する信用保証協会をいう。)、農業信用基金協会(農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)に規定する農業信用基金協会をいう。))及び漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)に規定する漁業信用基金協会をいう。))をいう。以下同じ。)向けエクスポージャー

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行(前号へに掲げるものを除く。)に対するエクスポージャー

ニくへ (略)

(新設)

下同じ。)若しくは少額短期保険業者(同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第三条第三項において同じ。)

(若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同法第二条第十六項に規定する保険持株会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号及び第八条第六項第一号において同じ。)であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2) (1)に掲げる者の子会社等(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。))第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)

ロ 非規制金融機関(金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含む。))であつて、次に掲げる者以外のもの(金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。)をいう。)

(1) 規制金融機関

(2) 大規模規制金融機関(規制金融機関を除く。)

三十八〜七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミンングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミンングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミッ

三十八〜七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミンングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミンングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミッ

トメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質の全てを満たすものをいう。

イ・ロ（略）

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ～ト（略）

七十四～七十六（略）

七十六の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

七十七～八十二（略）

八十三 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十五号、第三百三十五条第八項及び第六章において同じ。）をいう。

八十四 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証

トメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質のすべてを満たすものをいう。

イ・ロ（略）

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ～ト（略）

七十四～七十六（略）

（新設）

七十七～八十二（略）

八十三 追加的リスク デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十五号及び第六章において同じ。）をいう。

八十四 コリレーション・トレーディング 裏付資産又は参照資産等（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第二百八十条の六及び第二百八十条の七において

券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十五（略）

第二章 算式等

（連結自己資本規制比率の計算方法）

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であることの基準（以下「連結自己資本規制比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 連結普通株式等Tier1比率 次の算式により得られる比率
にひいて、四・五パーセント以上とする。

普通株式等Tier1資本の額（普通株式等Tier1

資本に係る基礎項目の額－普通株式等Tier1資本に

係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額十オペレーショナル

同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であつて、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十五（略）

第二章 算式等

（連結自己資本規制比率）

第二条 最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であることの基準は、次条の規定により算出される比率（以下「連結自己資本規制比率」という。）が、八パーセント以上であることとする。

・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二 連結Tier1比率 次の算式により得られる比率に(一)及び(六)パーセントを加える。

$$\frac{\text{Tier1資本の額 (普通株式等Tier1資本の額 + 其他Tier1資本の額 (其他Tier1資本に係る基礎項目の額 - 其他Tier1資本に係る調整項目の額))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額 + マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

三 連結総自己資本規制比率 次の算式により得られる比率に(一)及び(六)パーセントを加える。

$$\frac{\text{総自己資本の額 (Tier1資本の額 + Tier2資本の額 (Tier2資本に係る基礎項目の額 - Tier2資本に係る調整項目の額))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額 + マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 + オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という

(連結の範囲)

第三条 連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表に基づき、次の算式により算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行及び銀行法第五

。第二條第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。とし
て作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、
最終指定親会社が銀行若しくは銀行法第五十二条の二十三第一項第
一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社として
いる場合における当該子会社（第八條第八項第一号ロにおいて「金融子
会社」という。）については、連結財務諸表規則第五條第二項の規
定を適用しないものとする。

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が保険会社等（保
険会社、少額短期保険業者及びこれに準ずる外国の法人をいう。以下
同じ。）を子会社等として
いる場合における当該子会社等（第五條
第二項第一号イ(1)において「保険子会社等」という。）については
、連結の範囲に含めないものとする。

4 (略)

(普通株式等Tier1資本の額)

第五條 第二條第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に
係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる
会社を子会社として
いる場合における当該子会社（以下「金融子会
社」という。第八條第一項において同じ。）については、連結財務
諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省
令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第五條第二項
の規定を適用しないものとする。

自己資本の額（基本的項目＋調整的項目＋調整的項目
－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク当座
額の合計額をパーセントで示して得た額＋オフ・バランス
・リスク当座額の合計額をパーセントで示して得た額

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が保険会社等（保
業法（平成七年法律第百五号）第二條第二項に規定する保険会社、
同條第十八項に規定する少額短期保険業者及びこれに準ずる外国の
法人をいう。以下同じ。）を子法人等として
いる場合における当該
子法人等（第八條第一項第二号ハにおいて「保険子法人等」という
。については、連結の範囲に含めないものとする。

4 (略)

(基本的項目)

第五條 第三條の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積
的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をい

- 一 普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）
 - 二 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額
 - 三 普通株式に係る新株予約権の額
 - 四 普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額
- 2 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 次に掲げる額の合計額
 - イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額
 - (1) 無形固定資産（のれんに係るもの限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であつて、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)において同じ。）である保険子会社等又は持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)及び第九条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子会社等にあつては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定により、のれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあつてはこれに相当するものをいう。）をいう。第十条第二項第六号において同じ。）を含む。）の額
 - (2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額
 - ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

- う。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）
- 、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。
- 一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）
- 二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額
- 三 企業結合又は子会社等の株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第十条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社等の株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第十条において同じ。）

<p>3 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式</p>	<p>ハ 繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額</p> <p>ニ 内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十六条に規定する期待損失額をいう。以下この章において同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額</p> <p>ホ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</p> <p>ヘ 負債の時価評価（最終指定親会社又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額</p> <p>ト 前払年金費用の額</p> <p>二 自己保有普通株式の額</p> <p>三 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額</p> <p>四 少数出資金融機関等の普通株式の額</p> <p>五 特定項目に係る十パーセント基準超過額</p> <p>六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額</p> <p>七 その他Tier1資本不足額</p>
<p>3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、基本的項目に算入できる。</p>	<p>四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</p> <p>五 内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十六条に定める期待損失額をいう。以下この章において同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額</p> <p>2 あらかじめ定めた期間が経過した後一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（基本的項目に算入される資本調達手段をいう。専ら当該最終指定親会社等の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）の発行する優先出資証券を含む。）について、発行予定株式等の額及び発行済株式等の額の合計額は発行時の基本的項目の額及び当該発行予定株式等の額の合計額の十五パーセントを限度とする。</p> <p>3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、基本的項目に算入できる。</p> <p>一 非累積的永久優先出資であること。</p> <p>二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。</p> <p>三 発行代り金が当該金融商品取引業者に即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当該最終指定親会社等の損失の補填に充当されるものであること。</p>

をいう。

- 一 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。
- 二 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。
- 三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。
- 四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

4 | 前項の条件のすべてを満たす優先出資証券について、償還を行う場合に当該優先出資証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、金融庁長官の承認を受けたとき、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて同項の適用があるものとする。

- 一 当該償還を行った後において当該最終指定親会社等が十分な連結自己資本規制比率を維持することができるの見込まれるとき。
- 二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。
- 5 | 第三項の条件のすべてを満たす優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。
- 6 | 第一項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二十条第八号に規定するものをいう（以下この章及び次章において同じ。）。
- 7 | 繰延税金資産の純額（繰延税金資産から繰延税金負債を控除したものをいう。第十条において同じ。）に相当する額が第一項の基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は、当該上回る額を同項に規定する基本的項目の額から控除した額を当該最終指定親会社の基本的項目の額とする。

- 九 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に關し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもつて完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十 払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。
- 十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
- 十三 株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。
- 十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。
- 4 第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に關連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該關連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(その他Tier1資本の額)

第六条 第二条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）
 - 二 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額
 - 三 その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額
 - 四 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額
 - 五 その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額
- 2 | 第二条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 自己保有その他Tier1資本調達手段の額
 - 二 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額
 - 三 少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額
 - 四 その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額
 - 五 Tier2資本不足額
- 3 | 第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額は、特別目的会社等（専ら最終指定親会社の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。以下同じ。）の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。
- 一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier

(補完的項目)

第六条 第三条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める補完的項目の額を控除した額を超えない額（第三条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号に掲げる一般貸倒引当金については、第三条の算式の分母（内部格付手法採用最終指定親会社にあつては、第二百二十八条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるとし、第三号に掲げる額については、第二百二十八条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

- 一 その他有価証券（第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を

1 資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親会社等（令第十五条の十六の二第二項に規定する親会社等をいう。以下同じ。）である最終指定親会社が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。

四 当該特別目的会社等の親会社等である最終指定親会社がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過し

控除した額が正の値である場合の当該控除した額（繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額）の四十五パーセントに相当する額

二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

三 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用最終指定親会社においては、第二百二十七条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。）

ロ 内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

四 劣後特約付借入金（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下「府令」という。）第一百七十六条第二項に規定する劣後特約付借入金をいう。）又は劣後特約付き社債（同項に規定する劣後特約付社債をいう。）で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

た後に上乗せされる一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなつていないこと。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本規制比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行わ

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
ハ 業務を継続しながら損失の補填に充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

五 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

六 期限付優先株

2 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である最終指定親会社等の任意によるものであり、金融庁長官の承認を受けたとき、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該最終指定親会社及びその子法人等が十分な連結自己資本規制比率を維持することができること見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である最終指定親会社等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

れていないこと。

七| 剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ| 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。）がないこと。

八| 剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。

九| 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十| 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一| 負債性資本調達手段である場合には、第二条第一号の算式における連結普通株式等Tier1比率が一定の水準を下回ったときに連結普通株式等Tier1比率が当該水準を上回るために必

「要な額又はその全額の元本の削減又は普通株式への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。」

十二 発行者又は当該発行者の子法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

第二条第二号の算式において、その他Tier1資本に係る調整

項目の額がその他Tier1資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Tier1資本の額は、零とする。

(Tier2資本の額)

第七条 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Tier2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 Tier2資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二 Tier2資本調達手段に係る負債の額

三 Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額

四 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額

五 Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額

六 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用最終指定親会社においては第二百二十七条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用最終指

(準補完的項目)

第七条 第三条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第十一条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

二 契約時における償還期間が二年以上のものであること。

三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。

四 最終指定親会社等が当該劣後債務の元利払いを行った後においても連結自己資本規制比率が八パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること。

定親会社にあつては、第二百二十八条第二号に掲げる額とする。
(一)に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。)

ロ 内部格付手法採用最終指定親会社において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額(当該額が第二百二十八条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。)

2 | 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 自己保有Tier2資本調達手段の額

二 意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額

三 少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額

四 その他金融機関等のTier2資本調達手段の額

3 | 第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの(前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)の額とする。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier1資本調達手段(前条第四項に規定するその他Tier1資本調

達手段をいう。以下この章において同じ。）又はTier2資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親会社等である最終指定親会社が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当するものであること。

四 当該特別目的会社等の親会社等である最終指定親会社がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの

期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本規制比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失に

ついでの特約が定められていないこと。

七 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

八 発行者又は当該発行者の子法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

九 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 | 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額がTier2資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Tier2資本の額は、零とする。

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び前条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(第二条第一号の算式の分子の額の算出方法における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額又はこれに相当する額とする。以下この号において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Tier1資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額(当該特定連結子法人等が最終指定親会社以外の場合にあつては、こ

(控除項目)

第八条 第三条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 他の最終指定親会社若しくはその連結子法人等、銀行持株会社若しくはその連結子法人等、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくはその連結子法人等又はその他の金融機関(以下この条において「他の金融機関等」という。)の自己資本の向上のため、意図的に当該他の金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。)における、当該保有している他の金融機関等の資本調達手段(預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関及び救済金融持株会社等の資本調達手段を除く。以下この条において同じ。)(以下「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段」という。)の額

二 最終指定親会社又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した額

イ 金融子会社(保険会社等を除く。)であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの

れに相当する額とする。ロにおいて同じ。)に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額(当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。)に七パーセントを乗じて得た額

二 第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額(連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額(第二条第一号の算式の分子の額の算出方法における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式の分子の額の算出方法におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額の合計額又はこれに相当する額をいう。以下この項において同じ。)のうち当該連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合(連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

ロ 当該最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社(同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)(保険会社等を除く。)を子会社等としている場合における当該子会社等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの(イに掲げるものを除く。)

ハ 保険子法人等

ニ 当該最終指定親会社が金融業務を営む会社を関連会社等としている場合における当該関連会社等(次条において「金融業務を営む関連会社等」という。)

三 第五十五条第二項第二号、第一百一条及び第一百五十五条第二項第二号の規定により控除されることとなる額

四 内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

五 第四百三十三条第一項第二号に定めるPDLGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

六 第二百二十五条(第百三条、第百十二条第一項及び第二百八十条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する控除項目の額の合計額

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が最終指定親会社以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関するもの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するもの額をいう。）に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第二条第三号の算式の分子の算出方法におけるTier2資本に係る基礎項目の額の合計額又はこれに相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の最終指定親会社の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段が当該他の金融機関等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している最終指定親会社及びその子法人等の連結自己資本規制比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の最終指定親会社等の資本 調達手段	連結自己資本規制比率の算出の際の 額
一 第六条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	第六条第一項第一号から第四号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回

- の合計額を控除した額とする。
- 2 |
- イ | 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が最終指定親会社以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に十・五パーセントを乗じて得た額
 - ロ | 第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に十・五パーセントを乗じて得た額
- 前項第二号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の額を、同号のその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。
- 3 |
- 一 | 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。
 - 二 | 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。
 - 三 | 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段に該当するものであること。
 - 四 | 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。
- 第一項第三号に定める額を算出する場合において、連結子法人等

<p>三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額
	<p>る場合における当該上回る額</p>

に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段（前項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額を、第一項第三号のTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当するものであること。

二 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三 前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当するものであること。

四 当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

4 | 第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び前条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、最終指定親会社等が当該最終指定親会社等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二十九条に規定する自己株式をいう。）に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、連結自己資本

規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第六号において「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第六条第二項第一号に掲げる自己保有その他Tier1資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第一号に掲げる自己保有Tier2資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

5 前項各号に定める額を算出する場合において、最終指定親会社等が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、最終指定親会社等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金

融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本規制比率若しくはこれと類似の比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(普通株式(みなし普通株式(普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段(規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。))を含む。))を含む。以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第六号において同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該最終指定親会社等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(最終指定親会社等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。))における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（最終指定親会社等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を最終指定親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た

額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 | 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者又はこれに準ずる外国の者をいう。)の対象資本調達手段を最終指定

親会社等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該最終指定親会社等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ 当該最終指定親会社等がその総株主等の議決権の百分の十を超え議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ 当該最終指定親会社が銀行又は銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子会社等としている場合における当該子会社等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本規制比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 当該最終指定親会社が金融業務を営む会社を関連会社等としている場合における当該関連会社等（次条において「金融業務を営む関連会社等」という。）（イに掲げる者を除く。）

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

二 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するもの、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)に限る。次号において同じ。)及び

- 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。
- （）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額
- 11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、最終指定親会社等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジション

ンを相殺することができる。

12| 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一| その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二| 引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

13| 第九項第三号及び第十項第三号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一| 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

14 第五条第二項第七号及び第六条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第七号に掲げるその他Tier1資本不足額は、第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額からその他Tier1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

二 第六条第二項第五号に掲げるTier2資本不足額は、第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額からTier2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）とする。

（比例連結）

第九条 金融業務を営む関連会社等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している最終指定親会社等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連会社等に対する投資につ

（比例連結）

第九条 金融業務を営む関連会社等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項（第二号二に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第三条の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している最終指定親会社等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連会社等に対する投資については、連

いては、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連会社等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連会社等に投資を行う二以上の法人等（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二・三 (略)

四 当該金融業務を営む関連会社等とする最終指定親会社が当該最終指定親会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するものがないこと。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用最終指定親会社にあつては第十四条に定めるものを、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては第二百二十八条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもの及び最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産（証券化取引を目的として

結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。）を適用しないものとし、当該関連会社等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連会社等に投資を行う二以上の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。）（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二・三 (略)

四 当該最終指定親会社が当該最終指定親会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第三条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用最終指定親会社にあつては第十四条に定めるものを、内部格付手法採用最終指定親会社にあつては第二百二十八条に定めるものをいう。

2 最終指定親会社等は、次の各号に掲げるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

保有している資産並びに第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）については、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用最終指定親会社にあつては、その他資産（第百五十六条第二項に規定する資産をいう。第百二十八条第一号において同じ。）に対して計上されているものに限る。）

二 特定海外債権引当勘定

三 支払承諾見返勘定

四 派生商品取引に係る資産

五 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

六 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1

資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

七 第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等（法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関又は商品取引清算機関（商品先物取

一 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子法人等の株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用最終指定親会社にあつては、その他資産（第百五十六条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額、繰延税金資産の純額に相当する額が第五条第一項に規定する基本的項目の額の二十パーセントに相当する額を上回る場合は当該上回る額及び第八条第一項に定める控除項目の額

二 最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産

3 最終指定親会社等は、清算機関等（法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関又は商品取引清算機関（商品先物取引法第

引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。以下同じ。
（その他これらに類する者をいう。以下同じ。）金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）又は商品取引所に対するエクスポージャーのうち、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等、金融商品取引所又は商品取引所との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等、金融商品取引所又は商品取引所への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十一条 第二条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産及び負債並びにトレーディング業務に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）を対象とし、第六章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（連結子法人等における本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、トレーデ

第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。以下同じ。）その他これらに類する者をいう。以下同じ。）金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）又は商品取引所に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十一条 第三条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、最終指定親会社等におけるトレーディング業務に係る資産及び負債並びにトレーディング業務に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（最終指定親会社の連結子法人等における本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、トレーディング業務を行う部署においてリスク管理上トレーディング業務に係る取引と一体のものとして管理及び評価をしているも

インク業務を行う部署においてリスク管理上トレーディング業務に係る取引と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができるものとし、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第二条各号の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するもの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額(平成二十三年六月三十日より内部格付手法の使用を開始する最終指定親会社においては、第三章に定める信用リスクの標準的手法を適用した場合の所要自己資本の額)に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第二条各号の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

のについては対象に含めることができるものとし、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

(オペレーショナル・リスク相当額の合計額)

第十二条 第三条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第七章に定めるところにより算出するもの合計額とする。

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額(平成二十三年六月三十日より内部格付手法の使用を開始する最終指定親会社においては、第三章に定める信用リスクの標準的手法を適用した場合の所要自己資本の額)に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第三条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条各号の算式の分母に加えなければならぬ。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号の算式の分母に加えなければならぬ。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的內部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法をいい、先進的內部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法を含む。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

2 先進的計測手法採用最終指定親会社は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三条の算式の分母に加えなければならぬ。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセツト調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三条の算式の分母に加えなければならぬ。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条に定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的內部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法をいい、先進的內部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法を含む。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

（標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十四条 標準的手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定め

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条に定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十二条に規定する基礎的手法を含む。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額並びに同条第七項及び第八条に定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

（標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十四条 標準的手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十五条及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算

るオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十五条及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第五章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

(第一種金融商品取引業者等向けエクスポージャー)

第三十一条 金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者が自己資本規制比率（法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。）、連結自己資本規制比率、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十二条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはこれに従う。

(第一種金融商品取引業者等向けエクスポージャー)

第三十一条 金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者が自己資本規制比率（法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。）、連結自己資本規制比率、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十二条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(出資等のエクスポージャー)

第四十三条 第二十二條から前条までの規定にかかわらず、銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条第四項第三号に規定する出資(貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資(外国法人の発行する証券又は証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。))として計上されるものをいう。次条において同じ。
〔その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。〕

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十三条の二 標準的手法採用最終指定親会社は、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。))を除く。)に係る出資(次項及び第百五十六条の二において「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(第二条第三号の算式における総自己資本の額(この条及び第百五十六条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。))に十五パーセントを乗じて得た額をいう。同条第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 | 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以

(出資等のエクスポージャー)

第四十三条 第二十二條から前条までの規定にかかわらず、銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条第四項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(新設)

外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（第二条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十六条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第四十三条の三 標準的手法採用最終指定親会社は、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第八条第十項第一号に規定する特定項目をいう。第百五十六条の三において同じ。）のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第四十五条 標準的手法採用最終指定親会社が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

（略）

（略）

（略）

（新設）

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第四十五条 標準的手法採用最終指定親会社が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

（略）

（略）

（略）

百	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。
	八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	

(注1) 将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行っている場合であつて、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。
 (注2) 標準的手法採用最終指定親会社が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合、当該取引は当該標準的手法採用最終指定親会社が行つたものとみなし、第七号又は第八号に従つて取り扱うものとする。

百	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。
	八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	

(注1) 将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行っている場合であつて、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。
 (注2) 標準的手法採用最終指定親会社が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合、当該取引は当該標準的手法採用最終指定親会社が行つたものとみなし、第七号又は第八号に従つて取り扱うものとする。

2 (略)

(与信相当額の算出)

第四十六条 (略)

254 (略)

5 標準的手法採用最終指定親会社は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用最終指定親会社は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を勘案することができる。

(期待エクスポージャー方式)

第四十九条 (略)

2 標準的手法採用最終指定親会社が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットイング・セット(当該ネットイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する 油溢ロレロ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる 油溢ロレロ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める 油溢ロレロ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の プラ で加重平均した 油溢ロレロ を用いるものとする。

2 (略)

(与信相当額の算出)

第四十六条 (略)

254 (略)

(新設)

(新設)

(期待エクスポージャー方式)

第四十九条 (略)

2 標準的手法採用最終指定親会社が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットイング・セット(当該ネットイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十一条第十一号及び第百三十五条第七項において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する 実効ロレロ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる 実効ロレロ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める 実効ロレロ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の プラ で加重平均

一〇三 (略)

3| 標準的手法採用最終指定親会社は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した調整 α 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した調整 α のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4| 標準的手法採用最終指定親会社は、第二項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。)の額を α を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 α は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 α の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δ で加重平均した α を用いるものとする。

(算式略)

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること

した実効 α を用いるものとする。

一〇三 (略)
(新設)

3| 標準的手法採用最終指定親会社は、前項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一 α が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本(リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。)の額を α を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていることとし、 α は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 α の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の Δ で加重平均した α を用いるものとする。

(算式略)

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること

。

三・四 (略)

5| 標準的手法採用最終指定親会社は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $Net\ E_{t+1}$ に代えて、 $Net\ E_t$ を用いることにより同項第二号に規定する $Net\ E_{t+1}$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6|

標準的手法採用最終指定親会社は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する $Net\ E_{t+1}$ とすることができる。

一 ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の $Net\ E_{t+1}$ に当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンに ROA 又は ROE にハに掲げる額

と。

三・四 (略)

4| 標準的手法採用最終指定親会社は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $Net\ E_{t+1}$ に代えて、 $Net\ E_t$ を用いることにより同項第二号に規定する $Net\ E_{t+1}$ を計測する方法を使用することができる。

5|

標準的手法採用最終指定親会社は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる $Net\ E_{t+1}$ とすることができる。

一 閾値(マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを加えた額

$$Net\ E_{t+1} = E_{t+1} - E_{t+1}^o$$

のうちいずれか大きい額を加えた額

Y Δ ポジション = $E[\max(\Delta \text{MM}, 0)]$

E[]は、[]内の期待値

ΔMM は、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネットイング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットイング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 | 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットイング・セット
- ト 次のイからニまでに掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。
- イ レポ形式の取引のみから構成されるネットイング・セット

E E_{max}は、リスクのマージン期間（マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマージン・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレポ形式の取引のみから構成されるネットイング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネットイング・セットについては十営業日を下回らないものとする。）内における最後の時点の期待エクスポージャー

E E_{rep}は、マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

ニ マージン・アグリメントの影響がないと仮定した場合の実効 EPE基準

(新設)

ロ又はハに該当するものを除く。) 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネット
テイニング・セット 二十営業日

ハ 算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時
点で取引件数が五千件を超えたネットテイニング・セット 二十營
業日

ニ イからハまでに掲げるネットテイニング・セット以外のネット
テイニング・セット 十営業日

二 Z日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットテイニング・
セット 十営業日

エ 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の

8 | 連続する二の四半期の間は、同項第一号イからニまで又は第二号に
掲げるいずれかのネットテイニング・セットについて、担保額調整（エ
クスポートジャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額
によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、
同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回
以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネット
テイニング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なく
とも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 | 標準的手法採用最終指定親会社は、ネットテイニング・セットを構成
する取引において、取引相手方及び参照企業の間法的な関係が存
在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来の

(新設)

(新設)

エクスポージャーの額が、当該取引相手方のEと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。)が特定された場合には、当該取引を当該ネットテイング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法採用最終指定親会社は、取引相手方及び参照企業の間
に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引
に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方
向リスクの特性を勘案しなければならない。

11 標準的手法採用最終指定親会社は、マージン・アグリーメントに
より提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合
には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

(承認の基準)

第五十一条 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用につい
て第四十九条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準
に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト(期
待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファ
クターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が
生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクス
ポージャーの差異に関する分析を行うこと)を少なくとも
も月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成して
いること。

(新設)

(新設)

第五十一条 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用につい
て第四十九条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準
に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイン
グ(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポ
ージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される
期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポー
ジャー計測モデルの正確性の検定を行うこと)及びストレ
ス・テスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来の
リスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファク

二の二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスト
リング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエク
スポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出さ
れる期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポ
ージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期
的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続
を記載した書類を作成していること。

二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取
引相手方のBDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を
持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう。
）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うた
めの体制を整備していること。

三（略）

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ
れが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証

ターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額
と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。
）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成し
ていること。

（新設）

（新設）

三（略）

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ
れが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証

は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号の二に定めるバック・テストイングに加え、最終指定親会社のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五〇十二 (略)

十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を取締役等に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三 α を独自に推計している場合には、第四十九条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 最終指定親会社が債券等(第二百五十九条に規定する債券等をいう。)に係る個別リスクの算出に当たって、第二百五十条の承認を受けており、第二百四十八条の二第二項の規定により先進的リスク測定方式を用いて派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出する場合には、第二百四十八条の四の規定により適切にCVAリスク相当額を算出する体制を整備していること。

(未決済取引)

は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、最終指定親会社等のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五〇十二 (略)

(新設)

十三 α を独自に推計している場合には、第四十九条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(新設)

(未決済取引)

第五十五条 (略)

2 標準的手法採用最終指定親会社は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十二条から第三十五条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 標準的手法採用最終指定親会社は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第二十二条から第三十五条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第五十五条 (略)

2 標準的手法採用最終指定親会社は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であつて、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十二条から第三十五条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 標準的手法採用最終指定親会社は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合には、第二十二条から第三十五条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十条 標準的手採用最終指定親会社が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(推計の承認の基準)

第七十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～六 (略)

七 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から連結自己資本規制比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が六月以上であること。

八 (略)

第七十条 標準的手採用最終指定親会社が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(推計の承認の基準)

第七十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～六 (略)

七 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さとその掛目を乗じて得たものの平均が六月以上であること。

八 (略)

(ボラテイルリテイ調整率の調整)

第七十六条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテイルリテイ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間(以下「最低保有期間」という。)に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラテイルリテイ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの(ニに該当するものを除く。)

五営業日

ロ その他資本市場取引(適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。)のうち担保額調整に服しているもの(ニに該当するものを除く。)

十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティ

(ボラテイルリテイ調整率の調整)

第七十六条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラテイルリテイ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間(以下「最低保有期間」という。)に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラテイルリテイ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラテイルリテイ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからハまでに掲げる取引の種類に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引(適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。)のうち担保額調整に服しているもの 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

(新設)

シグ・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十三条 (略)

254 (略)

5 標準的手法採用最終指定親会社は、前項の規定にかかわらず、第七十六条第二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十八条 標準的手法採用最終指定親会社が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

(新設)

二 (略)

3 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十三条 (略)

254 (略)

(新設)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十八条 標準的手法採用最終指定親会社が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一 (略)

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

（免責額の扱い）

第一百一条 標準的手法採用最終指定親会社が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該水準に相当する額について第五章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

（階層化された保証又はクレジット・デリバティブ）

第一百三條 標準的手法採用最終指定親会社がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用最終指定親会社が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該留保した部分について第五章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適

二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社等及び関連会社等を含む。）

（免責額の扱い）

第一百一条 標準的手法採用最終指定親会社が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

（階層化された保証又はクレジット・デリバティブ）

第一百三條 標準的手法採用最終指定親会社がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用最終指定親会社が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該留保した部分について第五章の規定を準用して取り扱わなければならない。

用しなければならない。

(適用除外)

第二百二十四条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用最終指定親会社の第二百二十八条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用最終指定親会社の第二百二十八条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 | 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が総自己資本の額に十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーによ

(適用除外)

第二百二十四条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 | 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポー

り構成されている場合は、総自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第二百二十五条 内部格付手法採用最終指定親会社は、第二百二十九条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十六条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十九条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及び第三百三十一条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第三百三十一条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百四十三条第九項に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合、第九十四条第六項に定めるEL_{Default}にEADを乗じた額とする。

2 第二百二十九条第四項において、スロッシング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除

ジャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第二百二十五条 内部格付手法採用最終指定親会社は、第二百二十九条第三項及び第五項の規定に基づきスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十六条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十九条第三項及び第五項の規定によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及び第三百三十一条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第三百三十一条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百四十三条第九項に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合、第九十四条第六項に定めるEL_{Default}にEADを乗じた額とする。

2 第二百二十九条第三項において、スロッシング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除

く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書の規定に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五十パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第二百二十九条第六項において、スロッピング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 5 6 (略)

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十八条 内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用最終指定親会社が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第五百十

く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に定めるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書の規定に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五十パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第二百二十九条第五項において、スロッピング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に定めるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じて得た額とする。

(表略)

4 5 6 (略)

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十八条 内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 内部格付手法採用最終指定親会社が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第五百十

一条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百四十三条第一項第二号に掲げる PD/LGD 方式の適用対象となる

株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第百二条第一号の算式における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用最終指定親会社が標準的手法を適用する部分につき、第十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

三 第五章の二に定めるところにより算出した CVA リスク相当額（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百二十九条（略）

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規

一条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用最終指定親会社が標準的手法を適用する部分につき、第十四条の規定を準用して標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

（新設）

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百二十九条（略）

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三

定にかかわらず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

3 内部格付手法採用最終指定親会社は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

4 | 5 | 7 | (略)

8 第一百四十四条の規定は、前各項の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第一百十二条」とあるのは「第一百二十九条第七項において読み替えて準用する第一百十二条」と、「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテク

号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

(新設)

3 | 5 | 6 | (略)

7 第一百四十四条の規定は、前各項の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第一百十二条」とあるのは「第一百二十九条第六項において準用する「第一百十二条」と、「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提

シヨンの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第三十条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三十一条 (略)

2 前項の追加的要件は、次に掲げるものとする。

供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第三十条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法採用最終指定親会社の場合は、第九十八条各号に掲げるもの又は4-2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第三十一条 (略)

2 前項の追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十条若しくは第三十一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定める E_D 、第三百三十三条に定める E_{SD} 、第三百三十四条に定める E_{SD} 及び第三百三十五条に定めるマチュリティ I_{SD} （保証又はクレジット・デリバティブの E を用いるものとし、一年を下回ることとはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率 (E_{SD}) は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 (E_{SD}) は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 (C) 及びマチュリティ調整 (E) は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〇三 (略)

四 相関係数 (C) は、第二百二十九条に定めるところによる。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十条若しくは第三十一条に掲げる主体又は保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは外国保険業者（同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすこと。

イハ (略)

四〇九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定める E_D 、第三百三十三条に定める E_{SD} 、第三百三十四条に定める E_{SD} 及び第三百三十五条に定めるマチュリティ I_{SD} （保証又はクレジット・デリバティブの E を用いるものとし、一年を下回ることとはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率 (E_{SD}) は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 (E_{SD}) は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 (C) 及びマチュリティ調整 (E) は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〇三 (略)

四 相関係数 (C) は、第二百二十九条第一項第三号、同条第二項又は

第四項に規定するところによる。

五 (略)

4 (略)

(マチュリテイ)

第三百三十五条 (略)

2～5 (略)

6 前条第五項の規定により内部格付手法採用最終指定親会社が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第四十九条から第五十四条までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリテイは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリテイとし、同号に掲げる実効マチュリテイは第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリテイが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

一・二 (略)

7 (略)

8 前各項の規定にかかわらず、第五章の二三節に定める先進的リスク測定方式によりCVAリスク相当額を算出する場合において、第二百五十条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチュリテイについて一年を上限とすることができる。

五 (略)

4 (略)

(マチュリテイ)

第三百三十五条 (略)

2～5 (略)

6 前条第五項の規定により内部格付手法採用最終指定親会社が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第四十九条から第五十四条までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリテイは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリテイとし、同号に掲げる実効マチュリテイは第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリテイが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

一・二 (略)

7 (略)

(新設)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十三条 (略)

2511 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセントの、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第五十条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十三条 (略)

2511 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセントの、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスポージャーの額を控除することができる。

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第五十条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的内部格付手法採用最終指定親会社の場合、第九十八条各号に掲げるもの又は4-2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPD)が割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第百五十五条 (略)

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第百二十九条又は第百三十八条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社の場合、デフォルト・リスクについては、第九十八条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第百五十五条 (略)

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をADとし、取引の相手方の種類に応じ、第百二十九条又は第百三十八条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再

には当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 3 内部格付手法採用最終指定親会社は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。
 - 一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

- 二 当該非同時決済取引の約定額に第二十二条から第三十五条までに定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

- 三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないとして認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

- 4 先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、前項第一号の場合において、第三百三十三条第一項又は第四百四十一条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

構築コストの合計額)を自己資本から控除する。

- 3 内部格付手法採用最終指定親会社は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。
 - 一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

- 二 当該取引の約定額に第二十二条から第三十五条までに定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

- 三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないとして認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

- 4 先進的内部格付採用最終指定親会社は、前項第一号の場合において、第三百三十三条第一項又は第四百四十一条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十六条 (略)

2 第百二十九条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第百五十六条の二 内部格付手法採用最終指定親会社は、第百二十九条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百五十六条の三 内部格付手法採用最終指定親会社は、第百二十九条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号

第百五十六条 (略)

2 第百二十九条、第百三十六条から第百三十八条まで、第百四十三条、第百四十四条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

(新設)

の算式における普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(特定貸付債権の取扱い)

第六十四条 (略)

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、前項に定める格付を第一百二十九条第四項及び第六項の表に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第六十六条 (略)

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

35 (略)

(特定貸付債権の取扱い)

第六十四条 (略)

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、前項に定める格付を第一百二十九条第三項及び第五項の表に定める区分に紐付けなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第六十六条 (略)

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

35 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第七十条 (略)

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用最終指定親会社が当該事業体等の親会社等、子会社等及び関連会社等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法の採用及び継続使用のための連結自己資本規制比率)

第二百十六条 内部格付手法を用いる最終指定親会社については、第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

第二百二十五条 次に掲げるものは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第七十条 (略)

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用最終指定親会社が当該事業体等を子法人等とする法人並びに当該事業体等の子会社等及び関連会社等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法の採用及び継続使用のための連結自己資本規制比率)

第二百十六条 内部格付手法を用いる最終指定親会社については、連結自己資本規制比率(第三条の算式により得られるものに限る。)が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(証券化エクスポージャーの控除項目)

第二百二十五条 次に掲げるものは、控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

6-4	(略)	(略)	<p>し、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。</p> <p>一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。</p> <p>(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)</p> <p>第二百二十七条 標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。</p> <p>一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。</p> <p>イ オリジネーターのとき。</p>
6-4	(略)	(略)	<p>一 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。</p> <p>(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)</p> <p>第二百二十七条 標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。</p> <p>一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。</p> <p>イ オリジネーターのとき。</p>

6-5	千二百五十
-----	-------

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)
6-5	千二百五十

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
7-4	千二百五十

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 一三

3 一七 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント

6-5	自己資本控除
-----	--------

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)
6-5	自己資本控除

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)
7-4	自己資本控除

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

一 一三 (略)

3 一七 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント

及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 第三章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十条第一号中「超えていないこと」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする」と、第九十八条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的の導管体を除く」と読み替えるものとする。

ト及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 第三章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十条第一号中「超えていないこと」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする」と、第九十八条第二号中「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的の導管体を除く」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十二条 (略)

254 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用最終指定親会社が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十二条 (略)

254 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十四条 内部格付手法採用最終指定親会社が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

(注) Zとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定める式により算出される値をいう。次号及び第二百八十条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

2・3 (略)

4 第二項各号に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百三十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当

(注) Zとは、第二百三十九条第一項又は第三項に掲げる式により算出される値をいう。次号及び第二百八十条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

2・3 (略)

4 第二項各号に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第二百三十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

4 前項の規定により自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウ

金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）
第二百四十四条（略）

2 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する場合に所要自己資本率を計算することができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

第五章の二 CVAリスク

第一節 算出方式

（CVAリスク相当額の算出）

ント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）
第二百四十四条（略）

2 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する場合に所要自己資本率を計算することができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

（新設）

（新設）

第二百四十八条の二 最終指定親会社は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等、金融商品取引所及び商品取引所以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が債券等(第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について、第二百五十条の承認を受けており、かつ、第四十九条第一項(第三百二十四条第五項又は第四百二十二条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等、金融商品取引所及び商品取引所以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

第二節 標準的リスク測定方式

(新設)

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVA

(新設)

リスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(△)に十二・五を乗じて得た額とする。

【算式①を挿入】

h は、保有期間 (ただし、 h の値は一とする。)

w_i は、取引相手方*i*に係る掛目

M_i は、第三百三十五条第一項に規定する実効マチュリティであって

取引相手方*i*に係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total} は、取引相手方*i*に係るネットインゲ・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{disc} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方*i*に係る取引のマチュリティ

B_i は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方*i*に係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

B_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

- 2 前項の w_{ind} は、適格格付機関により付与された取引相手方*i*に係る格付に対応する信用リスク区分（第二十二条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1—1	1—2	1—3	1—4	1—5	1—6
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

ウェイト ω_{it} (パーセント)	〇・七	〇・八	一・〇	二・〇	三・〇	十・〇
-------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

3 第一項の ω_{it} は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4 第一項の EAD_{out} は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方^一に係るネットテイング・セットごとに算出した額とする。

- 一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第三章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値
- 二 標準方式を用いる場合 第四十八条に規定する与信相当額の割引現在価値
- 三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第四十九条第二項に規定する与信相当額

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(\text{割引現在価値}) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_x)$$

M_x は、対応する M_a 、 M_{it}^{relig} 又は M_{ind}

6 第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次

に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするものに限
り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ

二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デ
フォルト・スワップ

三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係
る取引

四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

第三節 先進的リスク測定方式

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十八条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVA
リスク相当額は、第二百五十条の承認を受けて用いる内部モデルに
基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額と
する。

一 算出基準日のCVAバリュー・アット・リスク(クレジット・
スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけ
るCVAのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節におい
て同じ。)に三を乗じて得た額

二 算出基準日のCVAストレス・バリュー・アット・リスク(ク
レジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした
場合におけるストレス期間の市場データに基づくCVAのバリュ

(新設)

(新設)

<p>1・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。)に三を乗じて得た額</p>
<p>2 CVAバリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。</p>
<p>3 CVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。</p>
<p>4 CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。</p> <p>1 ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られる値を用いてCVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法</p> <p>【算式②を挿入】</p> <p>LGD_{Mkt} は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方のLGD (以下この節において同じ。)</p> <p>1) t は、現時点から EE_i を i 回目に再評価するまでの期間 (以下この節において同じ。)</p> <p>2) k は、取引相手方とのネットインデグ・セットにおける最長の契約満期 (以下この節において同じ。)</p>

s_t は、期間 t に対応する取引相手方のクレジット・スプレッド（以下この節において同じ。）

D_t は、期間 t に対応するデンスカウント・ファクター（期間 t が経過する時点における価値を 1 とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、 D_0 の値は 1 とする。以下この節において同じ。）

EE_t は、期間 t における取引相手方に対する期待エクスポージャー（以下この節において同じ。）

二 特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いて CVA バリュウ・アット・リスク及び CVA ストレス・バリュウ・アット・リスクを算出する方法

【算式③を挿入】

三 パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いて CVA バリュウ・アット・リスク及び CVA ストレス・バリュウ・アット・リスクを算出する方法

【算式④を挿入】

5 前項の規定にかかわらず、第四十九条第六項（第三百三十四条第五項又は第四百四十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定

する方法を使用する場合には、ネットイング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネットイング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間を γ とし、当該ネットイング・セットの Netting PPE を EE としなければならない。

6 CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするもの限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7 前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるCVAリスクに対するヘッジ効果を反映させるときは、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベシス・リスクを反映させなければならない。ただし、CVAリスク相当額の算出に当たつて、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

(適用除外)

第二百四十八条の五 前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るCVAリスク相

(新設)

当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2 カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする最終指定親会社について、連結自己資本規制比率(第二条第三号の算式により得られるものに限る。)が八パーセント以上であること。

(標準的手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 (略)

十 内部モデル方式を採用しようとする最終指定親会社について、連結自己資本規制比率(第三条の算式により得られるものに限る。)が八パーセント以上であること。

(標準的手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六

十一條に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

6 5	(略)	(略)
百	(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)
百	(略)	(略)

(内部格付手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区

十一條に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

6 5	(略)	(略)
自己資本控除	(略)	(略)

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)
自己資本控除	(略)	(略)

(内部格付手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区

分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
百・〇〇〇			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
百・〇〇〇			

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百八十条の四 第二百二十七条第二項から第六項まで及び第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百二十七条第

分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7 4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百八十条の四 第二百二十七条第二項から第六項まで及び第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百二十七条第

二項中「前項」とあるのは「第二百八十条の二及び第二百八十条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項及び前項の規定にかかわらず、最終指定親会社は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセント

二項中「前項」とあるのは「第二百八十条の二及び第二百八十条の三」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項及び前項の規定にかかわらず、最終指定親会社は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、自己資本控除

のリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 (略)

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百二十五条(第一項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3 信用補完機能を持つNIOストリップスについては、第二百二十五条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

(承認の基準)

第二百九十三条 金融庁長官は、第二百九十条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、同号に掲げる基準に適合する見込みがあり、かつ、第

とする。

4 (略)

(自己資本控除とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の五 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2 この節の規定により証券化エクスポージャーが自己資本控除とされる場合については、第二百二十五条(第一項第二号を除く。)の規定を準用する。

(新設)

(承認の基準)

第二百九十三条 金融庁長官は、第二百九十条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、第三項第十号に掲げる基準に適合する見込みがあり、

五項の規定による開示を行う体制が整備されているかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、最終指定親会社等の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ～ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）において全て特定されていること。

ト (略)

六～九 (略)

十 第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

かつ、第五項の規定による開示を行う体制が整備されているかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、最終指定親会社等のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること。

ハ～ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）においてすべて特定されていること。

ト (略)

六～九 (略)

十 連結自己資本規制比率（第三条の算式により得られるものに限る。）が八パーセント以上であること。

4 (略)

5 先進的計測手法採用最終指定親会社は、金融庁長官が別に定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条に定める事項を開示しなければならない。

附則

(公布前において自己資本に算入されている資本調達手段の経過措置)

第九条 この告示の公布の前において府令第七十六条第二項に規定する長期劣後債務又は同条第三項に規定する短期劣後債務に該当する自己資本については、平成二十五年三月三十日までの間においては、それぞれ、第六条に規定する補完的項目又は第七条に規定する準補完的項目とみなす。

(米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置)

第十条 第三条第二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表(米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成して連結財務諸表をいう。)の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。

4 (略)

5 先進的計測手法採用最終指定親会社は、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条に定める事項を開示しなければならない。

附則

(公布前において自己資本に算入されている資本調達手段の経過措置)

第九条 この告示の公布の前において府令第七十六条第二項に規定する長期劣後債務又は同条第三項に規定する短期劣後債務に該当する自己資本については、平成二十四年十二月三十一日までの間においては、それぞれ、第六条に規定する補完的項目又は第七条に規定する準補完的項目とみなす。

(米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置)

第十条 第三条第二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が米国式連結財務諸表(米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表をいう。)の作成を行っている場合には、当分の間、当該米国式連結財務諸表に基づき連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合におい

て、次の表の上欄に掲げるこの告示の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一条第六号</p>	<p>個別貸倒引当金、部分 直接償却額及び特定海 外債権引当勘定</p>	<p>個別貸倒引当金</p>
<p>第二条第一項</p>	<p>連結財務諸表規則第五 条第二項の規定を適用 しないものとする。</p>	<p>連結財務諸表規則第 五条第二項の規定に 相当するものを適用 しないものとする。</p>
<p>第五条第一項</p>	<p>株主資本（非累積的永 久優先株を含み、社外 流出予定額（剰余金の 配当の予定額をいう。 以下同じ。）並びに次 条第一項第四号及び第 六号に掲げるものを除 く。）、その他有価証 券評価差損（連結財務 諸表規則第四十三条の</p>	<p>株主資本（非累積的 永久優先株及び自己 の信用状態の反映に より増減した金融負 債の累積額が正の値 である場合の当該累 積額を含み、社外流 出予定額（剰余金の 配当の予定額をいう 。以下同じ。）、自</p>

<p>二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に</p>	<p>己の信用状態の反映により増減し株主資本に影響を及ぼす金融負債の累積額が負の値である場合の当該累積額、次条第一項第四号及び第六号に掲げるもの、金融資産のうちその他包括利益を通じて計上された評価益、並びに、繰延ヘッジ会計に相当する方法（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、当該金融資産をヘッジ対</p>
---	--

イ 第八条第一項第二号	第五条第六項	
連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に	連結財務諸表規則第二十条第十八号に規定するもの	限る。以下同じ。)の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額
連結財務諸表規則第五条第一項各号に相当するものに該当す	金融資産のうち評価差額の変動がその他包括利益に計上されるもの	象とする繰延ヘッジ損益の累積額が正值である場合の当該累積額を除く。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の非支配持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額

<p>第二百八十二条</p>	<p>第八條第一項第二号ロ</p>	
<p>粗利益</p>	<p>連結財務諸表規則第五條第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）</p>	<p>含まれないもの</p>
<p>金融費用控除後収益（営業収益から金融費用を控除したものをいう。）</p>	<p>連結財務諸表規則第五條第一項各号又は第二項の規定に相当するものに該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）</p>	<p>るため、連結の範囲に含まれないもの</p>

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

(連結自己資本規制比率に係る経過措置)

第二条 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)から起算して二年を経過する日までの間におけるこの告示による改正後の平成二十二年金融庁告示第百三十号(金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準。以下「新告示」という。)第二条第一号及び第二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	三・五
	六	四・五
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	四
	六	五・五

(資本調達手段に係る経過措置)

第三条 この告示による改正前の平成二十二年金融庁告示第百三十号(以下「旧告示」という。)第五条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であつて新告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本調達手段に該当しないもの(平成二十二年九月十二日前に発行されたもの)に限り、ステップ・アップ金利等(旧告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この条において同じ。)を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において

「適格旧Tier1資本調達手段」という。)の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier1資本調達手段に係る基準額(適用日における適格旧Tier1資本調達手段の額をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2 旧告示第六条第一項第四号から第六号までに掲げるものであつて新告示第七条第四項に規定するTier 2資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたもの限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであつて適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は同項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であつて同項に規定するTier 2資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この条において「適格旧Tier 2資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Tier 2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日（新告示第七十三条第三項第七号に規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この条において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier 2資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Tier 2資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新告示第二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、適格旧Tier 1資本調達手段又は適格旧Tier 2資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Tier 1資本調達手段の額及び当該適格旧Tier 2資本調達手段の額は、新告示第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧告示第三条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であつて旧告示第三条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になつたものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になつた日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、新告示第二条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の

額に算入することができる。

(その他の包括利益累計額に係る経過措置)

第五条 新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

2 新告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額に該当するものの額のうち、前項の規定により新告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第三条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧告示第三条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧告示第三条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(少数株主持分等に係る経過措置)

第六条 連結子法人等の少数株主持分等相当自己資本に係る基礎項目の額（新告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新告示第八条第一項から第三項までの規定により新告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額、新告示第六条第一項第五号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額及び新告示第七条第一項第五号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新告示第一条第十号に規定する連結子法人等をいう。以下この条において同じ。）の普通株式（新告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Tier1資本調達手段（新告示第六条第四項に規定するその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のTier2資本調達手段（新告示第七条第四項に規定するTier2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。）

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント

（調整項目に係る経過措置）

第七条 新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

2 新告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧告示第三条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新告示第二条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第三条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新告示第二条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧告示第三条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第八条第十項第一号の規定の適用については、当該規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

【算式①】

所要自己資本額 (K) = $2.33 \times h^{0.5} \times \left(\sum_i 0.5 \times w_i \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind} \right)^2 + \sum_i 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i)^2)^{0.5}$

【算式②】

$$CVA = (LGD_{MKT}) \times \sum_{i=1}^T \text{Max} \left(0, \text{EXP} \left(-\frac{S_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}} \right) - \text{EXP} \left(-\frac{S_i \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) \right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2} \right)$$

【算式③】

$$\text{Regulatory CS01}_i = 0.0001 \times t_i \times \text{EXP} \left(-\frac{S_i \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} - EE_{i+1} \times D_{i+1}}{2} \right) \quad (i < T)$$

$$\text{Regulatory CS01}_T = 0.0001 \times t_r \times \text{EXP} \left(-\frac{S_r \times t_r}{\text{LGD}_{\text{MKT}}} \right) \times \left(\frac{EE_{T-1} \times D_{T-1} + EE_r \times D_r}{2} \right) \quad (i = T)$$

【算式④】

$$\text{Regulatory CS01}_T = 0.0001 \times \sum_{i=1}^T (t_i \times \text{EXP} \left(-\frac{S_i \times t_i}{\text{LGD}_{\text{MKT}}} \right) - t_{i-1} \times \text{EXP} \left(-\frac{S_{i-1} \times t_{i-1}}{\text{LGD}_{\text{MKT}}} \right)) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2} \right)$$